新潟県

新潟県報

発行　新潟県
第 78 号
平成25年10月４日
毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主　要　目　次

告　　示
1155　鳥獣保護区の存続期間更新及び区域変更（環境企画課）
1156　鳥獣保護区特別保護地区の指定（環境企画課）
1157　生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の指定（福祉保健課）
1158　生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の廃止届（福祉保健課）
1159　生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の休止届（福祉保健課）
1160　土地改良区役員の就任及び退任届（農地計画課）
1161　土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
1162　県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
1163　県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
1164　公共測量の実施通知（監理課）
1165　土地収用法による事業の認定（用地・土地利用課）
1166　道路の区域変更（道路管理課）
1167　道路の供用開始（道路管理課）
1168　土砂災害警戒区域の指定（砂防課）
1169　土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）
1170　都市計画の図書の写しの縦覧（下水道課）
公　　告
新潟県スポーツ賞の表彰（秘書課）
大規模小売店舗の変更（商業振興課）
技能検定の合格者の発表（職業能力開発課）
特定調達契約の落札者等（出納局会計検査課）
病院局公告
一般競争入札の実施（病院局総務課）
特定調達契約の契約者等（病院局業務課）
教育委員会告示
13　新潟県文化財の指定解除（文化行政課）
正　　誤
平成25年６月７日付け県報第44号告示第774号中（環境企画課）
平成25年８月27日付け県報第67号告示第1013号中（環境企画課）

告　　示

◎新潟県告示第1155号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第７項ただし書きの規定により、新穂鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新し、同条第１項により指定した新穂、万太郎山、米山鳥獣保護区の区域を次のとおり変更する。

平成25年10月４日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　新穂鳥獣保護区

(1) 区域

佐渡市新穂長畝地内の主要地方道佐渡縦貫線と行谷川との交点である宮神崎橋を起点とする。ここから行谷川を西に進み、市道長畝61号線の下野橋から約50メートル下流で、右岸の大排水路に至る。ここから大排水路を西へ進み、さらに同排水路を約500メートル北へと進み、市道長畝75号線との交点に至る。ここから同市道を東へ進み、市道水渡田27号線に至る。ここから同市道を北へ進み市道水渡田26号線との交点に至る。ここから同市道を東へ進み、市道吉井22号線を経て市道吉井幹線７号線を東へ進み、市道吉井幹線３号線との交点に至る。ここから同市道を南東へ進み、市道潟上73号線を経て、市道潟上48号線との交点に至る。ここから同市道を約250メートル西へ進み南へ折れ、約500メートル進み市道潟上長畝１号線との交点に至る。ここから同市道を西へ進み、市道潟上55号線を経て、市道青木長畝１号線との交点に至る。ここから同市道を南へ進み、行谷川との交点である朱鷺見橋に至る。ここから行谷川を西へ進み、起点とを結ぶ内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

平成25年11月１日から平成35年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア　指定区分

身近な鳥獣生息地

イ　指定目的

当該地域は、佐渡トキ保護センター、トキの森公園を中心としてトキ保護活動の重要な拠点であり、トキの野生復帰事業により放鳥されたトキのねぐらや採餌場所ともなっている。また、ヒヨドリ、シジュウカラ等の多様な鳥類が生息している地域であることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいや鳥類の観察及び保護活動を通じた環境教育の場の確保に資することを目的としている。

ウ　管理方針

定期的な巡視などにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場としての活用を図る。

２　万太郎山鳥獣保護区

(1) 区域

標高1,954.1メートルの万太郎山を起点とし、ここから新潟県と群馬県との県境を西方にたどり仙ノ倉山（2,026.2メートル）を経て平標山（1,983.7メートル）に至る。ここから松手山（1,613.6メートル）へ通じる上信越自然歩道を北西方向に約１キロメートル進み、国有林中越森林管理署第87、90、121林班の境界地点に至る。

ここから稜線（第121林班の西側境界）を北に進み標高1,584.1メートルの地点を経て日白山（1,631メートル）の南方約300メートルの地点において同第120林班との境界に至る。ここから東方に延びる稜線（同第121林班の北側境界）を東に進み、小松沢砂防堰堤において毛渡沢と支流松沢川の合流点に至る。ここから毛渡沢を上り支流仙ノ倉谷との合流点に至る。ここから同第123、124、127林班の北側と同第125、126林班の南側境界を東に進み、万太郎谷手前約20メートル付近にて国土交通省所管の砂防地に至る。ここから同砂防地を万太郎谷に沿って上流に約240メートル進むと同第129林班との境界に至る。

ここから同第129林班の西側境界を万太郎谷に沿って（ただし、国土交通省が所管する万太郎谷第４号砂防堰堤付近から仙の沢砂防堰堤付近までの区域については、万太郎谷を）北に進み、ＪＲ上越新幹線大清水トンネルを越えて同林班の北側境界を東に進み、関越自動車道関越トンネルを越えて茂倉新道との交点にて同第130林班との境界に至る。

ここから同第130林班の東側境界を北に進み、魚野川と支流茂倉川との交点付近で同第131林班との境界に至る。

ここから同第131及び132林班の西側境界（ただし、国土交通省が所管する袈裟丸砂防堰堤地においては同地北西境界）を魚野川上流沿いに進むと、同第133林班との境界に至る。同境界から魚野川をさらに北東方向に約100メートル進むと黒金の沢と蓬沢との交点に至る。ここから黒金の沢を北に進み、さらに同第133林班「ち１」「り１」小班と同林班「ち２」「り２」小班の境界を北に進むと同第133林班と同第134林班の境界に至る。

ここから同境界を西に進み、さらに同第134林班の西側および北側境界を進むと同第135林班との境界に至る。ここから同第135林班北側境界を進むとヒロクボ沢と北沢との交点に至る。ここから北沢を約600メート

ル上流に進むと歩道大源太線との交点に至る。ここから歩道大源太線を東方にたどると、大源太山（1,598メートル）にて湯沢町と南魚沼市との境界に至る。

ここから同境界を南東に進み、七ッ小屋山手前付近にて新潟県と群馬県との境界に至る。ここから同境界を南方にたどり蓬峠を経て武能岳（1,759.6メートル）、茂倉岳（1,977.9メートル）、及び一の倉岳（1,974.2メートル）を越えて谷川岳（1,963.2メートル）に至る。ここから同境界を西方にたどり起点に至る内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

平成25年11月１日から平成42年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア　指定区分

森林鳥獣生息地

イ　指定目的

群馬県との県境、南魚沼郡湯沢町の南東部に位置する当該鳥獣保護区は、区域内の大部分が上信越高原国定公園および魚沼連邦県立自然公園内に位置しており、公園内の豊かな自然環境のもとニホンカモシカをはじめとした多種多様な鳥獣が生息している。

また、保護区内には、イヌワシやクマタカなどの希少猛禽類の生息も確認されており、これらの希少鳥獣を含めた多様な鳥獣の保護を図るため鳥獣保護区に指定する。

ウ　管理方針

鳥獣保護員による定期的な巡視により、鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

また、鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。

３　米山鳥獣保護区

(1) 区域

上越市柿崎区峠地内の小村峠を起点とし、県道柿崎小国線を南西に進み、茗荷沢橋から約700メートル先の沢に至る。ここから沢沿いに北に進み、通称黒岩大用水路に至る。ここから用水路に沿って西に山すそを進み、北黒岩地内で農道城山裏線に至る。ここから農道城山裏線を北に進み、農道終点から城山（478メートル）の東側沢筋を通り、猿毛川支流を渡って同本流に達し、北水野林道に至る。ここから同林道を更に西に進み、通称西の峠から水野地内の天然寺裏山すそを経て米山登山道に達する。ここから同登山道を北に進み、通称出会を経て下牧経由の登山道との合流点からこの登山道を西に下り農道石原線に達し、ここから北に進んで平沢川の上流に至る。ここから同河川を南西に下り、本流との合流点から林道平沢線に入って北に進み、ここから林道小萱雁海線に入って、さらに北に進み小萱集落に至る。ここから上越市道小萱高畔線を北東に進み、柏崎市地内に入って大平地内で旧大平小学校前から米山林道に入り、3,550メートル山頂に向かって進み、柏崎市大字大平字奥山内の保安林のカーブから北東に下り、米山登山道吉尾コースに至る。ここから小杉の通称前山（607.5メートル）に向かって尾根づたいに進み、更に前山から通称赤岩山へ向かって尾根づたいに南東に進み、旧白蛇の池米山登山道に至る。ここから同登山道を北東へ進み、柏崎市谷根ダムに至る。ここから谷根川を上流に進み、柏崎市赤岩ダムを経て更に上流に進み、上越市柿崎区との境界線の一本木に達し、ここから同境界線を南東に進み、起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

平成25年11月１日から平成34年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア　指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ　指定目的

当該地域は佐渡弥彦米山国定公園を区域に含み、森林地帯に生息する鳥類の重要な繁殖地である。また、この地域に隣接してミサゴ、ハヤブサの繁殖地があり、鳥獣保護区として指定する必要がある。

ウ　管理方針

定期的に巡視をするなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育、学習の場として活用しながら管理を図る。

◎新潟県告示第1156号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第１項の規程により、鳥獣保護区特別保護地区を次のとおり指定する。

平成25年10月４日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　笠堀鳥獣保護区笠堀特別保護地区

(1) 区域

三条市所在中越森林管理署管内国有林436林班中、い小班、ろ小班の全域。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

平成25年11月１日から平成45年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア　指定区分

希少鳥獣生息地

イ　指定目的

この地域は、笠堀ダムの東に位置し、標高900メートル前後の露岩地の多い急しゅんな山岳が連なっている。当県内において、天然記念物である、ニホンカモシカの生息地として、生息密度が高く、このため、当該区域は、特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、特別保護地区に指定し、当該地域に生息する希少鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

ウ　管理方針

ニホンカモシカなどの希少鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、希少鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

２　湯之谷奥只見湖鳥獣保護区尾瀬特別保護地区

(1) 区域

湯之谷奥只見湖鳥獣保護区のうち、国有林中越森林計画区中越森林管理署内277林班中ろ１、ろ２、は１、は２、は３、は４、イ、ロ１、ロ２の各小班の全域。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

平成25年11月１日から平成45年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア　指定区分

大規模生息地

イ　指定目的

湯之谷奥只見湖鳥獣保護区のうち、当該区域は、尾瀬公立公園の新潟県区域の最南端にある亜高山帯の湿原である。文化財保護法に基づく特別天然記念物地域にも指定され、平成13年には林野庁「緑の回廊」構想により、植物群落保護林の指定もされ、イヌワシ等の猛禽類やカモシカ等の大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息しており、特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の生息環境を保全する。

ウ　管理方針

尾瀬湿原などの鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

３　新穂鳥獣保護区新穂特別保護地区

(1) 区域

佐渡市新穂長畝地内に所在する佐渡トキ保護センターの新潟県有地とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

平成25年11月１日から平成35年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア　指定区分

身近な鳥獣生息地

イ　指定目的

新穂鳥獣保護区のうち、特に国際保護鳥であるトキの保護増殖を行っている佐渡トキ保護センター周辺の区域について、特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣環境の保全を図る。

ウ　管理方針

定期的な巡視を実行するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないように留意する。

また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

◎新潟県告示第1157号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の２第１項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の２第１項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成25年10月４日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定したサービスの種類	指定年月日
株式会社あさひコモンズ	三条市月岡１丁目５番27号	あさひ訪問看護リハビリステーション	三条市東三条１丁目９番20号	訪問看護	H25.7.1
株式会社あさひコモンズ	三条市月岡１丁目５番27号	あさひ訪問看護リハビリステーション	三条市東三条１丁目９番20号	介護予防訪問看護	H25.7.1
株式会社あさひコモンズ	三条市月岡１丁目５番27号	リハビリスタジオanimo三条	三条市東三条１丁目９番20号	通所介護	H24.11.1
株式会社あさひコモンズ	三条市月岡１丁目５番27号	リハビリスタジオanimo三条	三条市東三条１丁目９番20号	介護予防通所介護	H24.11.1
株式会社エヌ・エム・アイ	長岡市緑町１丁目38番地283	坂町調剤薬局	村上市坂町3262番地14	介護予防居宅療養管理指導	H25.9.1
上越市長	上越市木田１丁目１番３号	センター病院訪問看護ステーション	上越市南高田町６番９号	訪問看護	H25.4.5
上越市長	上越市木田１丁目１番３号	センター病院訪問看護ステーション	上越市南高田町６番９号	介護予防訪問看護	H25.9.1
株式会社みどり福祉サービス	糸魚川市大字梶屋敷400－９	訪問介護事業所みどり	糸魚川市大字梶屋敷400番地９	訪問介護	H25.9.1
株式会社みどり福祉サービス	糸魚川市大字梶屋敷400－９	訪問介護事業所みどり	糸魚川市大字梶屋敷400番地９	介護予防訪問介護	H25.9.1
株式会社みどり福祉サービス	糸魚川市大字梶屋敷400－９	居宅介護支援事業所みどり	糸魚川市大字梶屋敷400番地９	居宅介護支援	H25.9.1
株式会社リボーン	上越市大字大日34番地５	株式会社リボーン	上越市大字大日34番地５	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	H25.7.1
株式会社リボーン	上越市大字大日34番地５	スローライフきまち	上越市春日新田１丁目21番15号	小規模多機能型居宅介護	H25.9.1

株式会社リボーン	上越市大字大日34番地５	スローライフきまち	上越市春日新田１丁目21番15号	介護予防小規模多機能型居宅介護	H25.9.1
株式会社リボーン	上越市大字大日34番地５	株式会社リボーン柿崎ステーション	上越市柿崎区馬正面1176番地１	訪問介護	H25.9.1
株式会社リボーン	上越市大字大日34番地５	株式会社リボーン柿崎ステーション	上越市柿崎区馬正面1176番地１	介護予防訪問介護	H25.9.1
株式会社リボーン	上越市大字大日34番地５	株式会社リボーン柿崎ステーション	上越市柿崎区馬正面1176番地１	居宅介護支援	H25.9.1
株式会社リボーン	上越市大字大日34番地５	株式会社リボーン柿崎ステーション	上越市柿崎区馬正面1176番地１	介護予防支援	H25.9.1
株式会社リボーン	上越市大字大日34番地５	スローライフごち	上越市五智１丁目５番26号	小規模多機能型居宅介護	H25.9.1
株式会社リボーン	上越市大字大日34番地５	スローライフごち	上越市五智１丁目５番26号	介護予防小規模多機能型居宅介護	H25.9.1
株式会社リボーン	上越市大字大日34番地５	株式会社リボーン糸魚川ステーション	糸魚川市南押上１丁目３番11号	居宅介護支援	H25.9.1
株式会社リボーン	上越市大字大日34番地５	ファミリアてらまち	糸魚川市寺町３丁目６番４号	小規模多機能型居宅介護	H25.9.1
株式会社リボーン	上越市大字大日34番地５	ファミリアてらまち	糸魚川市寺町３丁目６番４号	介護予防小規模多機能型居宅介護	H25.9.1
株式会社アルプスビジネスクリエーション	長岡市東高見１丁目３番地５	ケアセンターまちなかや南魚沼	南魚沼市六日町801番地９	居宅介護支援	H25.9.1
株式会社ナーシングホーム三条	三条市今井野新田962番地３	居宅介護支援事業所ナーシングホーム三条	三条市今井野新田962－３	居宅介護支援	H25.7.1
株式会社ナーシングホーム三条	三条市今井野新田962番地３	居宅介護支援事業所ナーシングホーム三条	三条市今井野新田962－３	介護予防支援	H25.7.1

◎新潟県告示第1158号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第１項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第１項の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成25年10月４日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止したサービスの種類	廃止年月日

（有）介護サービスライフ	長岡市大島本町３丁目８番地８	（有）介護サービスライフ	長岡市大島本町３丁目８番地８	福祉用具貸与	H25.8.3
（有）介護サービスライフ	長岡市大島本町３丁目８番地８	（有）介護サービスライフ	長岡市大島本町３丁目８番地８	介護予防福祉用具貸与	H25.8.3
（有）介護サービスライフ	長岡市大島本町３丁目８番地８	（有）介護サービスライフ	長岡市大島本町３丁目８番地８	特定福祉用具販売	H25.8.3
（有）介護サービスライフ	長岡市大島本町３丁目８番地８	（有）介護サービスライフ	長岡市大島本町３丁目８番地８	特定介護予防福祉用具販売	H25.8.3

◎新潟県告示第1159号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第１項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第１項の規定により、指定介護機関から次のとおり休止した旨の届出があった。

平成25年10月４日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

事業所の名称	事業所の所在地	休止したサービスの種類	休止年月日
アースサポート長岡	長岡市山田三丁目３番19号	訪問介護	H25.10.1
アースサポート長岡	長岡市山田三丁目３番19号	介護予防訪問介護	H25.10.1

◎新潟県告示第1160号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、燕市の熊森土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

平成25年10月４日

新潟県新潟地域振興局長

１　就　任

理事　燕市熊森312　　高橋　利郎（理事長）
〃　　長岡市中条新田丁797－１　吉田　義美
〃　　燕市熊森261　　下村　良栄
〃　　〃　横田12838　　若林　三津雄
〃　　〃　横田12835　　唐澤　　豊
〃　　〃　横田9998　　山崎　則昭
〃　　〃　横田9957　　野崎　哲朗
〃　　〃　横田10016　　若林　信衛
〃　　〃　道金267　　堀川　新一
〃　　〃　道金587　　大矢　　傑
監事　燕市笈ヶ島2008　　相田　　稔
〃　　〃　熊森172　　長岡　昭雄
〃　　〃　横田13082　　小川　紳浩

就任年月日　平成25年９月１日

２　退　任

理事　燕市熊森312　　高橋　利郎

（理事長）
〃　〃　笈ヶ島2158　田中　正昭
〃　〃　熊森109　霜鳥　一夫
〃　〃　横田12838　若林　三津雄
〃　〃　横田6019　鴨井　弘安
〃　〃　横田5943　若林　喜久夫
〃　〃　横田9942　斎藤　功
〃　〃　横田12826　村山　英明
〃　〃　道金402－１　袖山　登司夫
〃　〃　道金361　樋口　克一
監事　長岡市中条新田丁797－１　吉田　義美
〃　燕市熊森160　丸山　健一
〃　〃　横田3413　若林　強
退任年月日　平成25年８月31日

◎新潟県告示第1161号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第２項の規定により、新潟市の亀田郷土地改良区の定款の変更を平成25年９月24日認可した。

平成25年10月４日

新潟県新潟地域振興局長

◎新潟県告示第1162号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第１項の規定により、十日町市の一部を受益地域とする県営六箇地区区画整理・農業用用排水施設整備（中山間地域総合整備）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成25年10月４日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　縦覧に供する書類の名称
　県営土地改良事業計画書の写し
２　縦覧に供する期間
　平成25年10月７日から平成25年11月５日まで
３　縦覧に供する場所
　十日町市役所
４　その他
(1) この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に異議申立てをすることができる。
(2) この土地改良事業計画について不服があったとしても、土地改良事業計画についての取消しの訴えを提起することはできない。取消しの訴えを提起することができるのは、土地改良事業計画についての異議申立てに対する決定に対してのみである。

◎新潟県告示第1163号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第１項の規定により、佐渡市の一部を受益地域とする県営相川中部地区区画整理・農業用用排水施設整備・農用地改良保全（中山間地域総合整備）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成25年10月４日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　縦覧に供する書類の名称
　県営土地改良事業計画書の写し
２　縦覧に供する期間
　平成25年10月７日から平成25年11月５日まで
３　縦覧に供する場所

佐渡市役所及び佐渡市役所相川支所

４　その他

(1) この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に異議申立てをすることができる。

(2) この土地改良事業計画について不服があったとしても、土地改良事業計画についての取消しの訴えを提起することはできない。取消しの訴えを提起することができるのは、土地改良事業計画についての異議申立てに対する決定に対してのみである。

◎新潟県告示第1164号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第１項の規定により、新潟県知事（糸魚川地域振興局長）から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第３項の規定により公示する。

平成25年10月４日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　作業種類　公共測量（県営中山間地域総合整備事業　上根知地区「山寺換地区」確定測量）

２　作業期間　平成25年９月30日から平成26年２月28日まで

３　作業地域　糸魚川市山寺ほか　地内

◎新潟県告示第1165号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成25年10月４日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　起業者の名称

十日町市

２　事業の種類

十日町市松代ファミリースキー場駐車場及びソリ乗り場整備事業並びにパトロールハウス移築工事

３　起業地

(1) 収用の部分

十日町市松代字船渡地内

(2) 使用の部分

なし

４　事業の認定をした理由

(1) 法第20条第１号の要件への適合性

十日町市松代ファミリースキー場駐車場及びソリ乗り場整備事業並びにパトロールハウス移築工事（以下「本件事業」という。）のうち、「十日町市松代ファミリースキー場駐車場及びソリ乗り場整備事業」（以下「本体事業」という。）は、法第３条第32号に該当する。また、本体事業の施行に伴い必要となる「パトロールハウス移築工事」（以下「関連事業」という。）も、法第３条第32号に該当する。

以上のことから、本件事業は法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第２号の要件への適合性

起業者は、本件事業に必要な予算について予算計上していることから、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第３号の要件への適合性

ア　得られる公共の利益

十日町市では「スポーツ振興基本計画」を策定し、身近なスポーツ環境の整備を推進している。本市は豪雪地帯であり、冬のスポーツ、レクリエーション活動の場として、スキー場が多くの市民に利用されている。

その中でも、十日町市松代ファミリースキー場（以下「本スキー場」という。）は、親子連れに最適な初心者コースやソリ乗り場を備えているほか、ナイター施設も完備していることから、シーズンを通して市内外のスキー客に利用されている。

本スキー場の駐車場は、第１駐車場と第２駐車場に分かれており、第２駐車場は本スキー場のゲレンデから 100 メートル以上離れているため、子ども連れのスキー客等が第２駐車場を利用する場合に、一時的に第１駐車場敷地内でスキー用具等の上げ下ろしを行う様子が見受けられる。満車の駐車場では死角が生

じ、事故の発生が懸念されていることから、安全確保のための定期的な巡回が実施されている。

また、本スキー場のゲレンデには子ども用のソリ乗り場が隣接しており、スキーヤーと子どもの接触事故の危険があるため、子どもたちが安全に遊べるよう常に注視する必要が生じている。

本体事業の実施により、本スキー場に隣接する第１駐車場が満車の場合に、離れた第２駐車場を利用せざるを得なかったスキー客も、スキー場に隣接した場所に駐車できるとともに、スキーヤーがソリ乗りの子どもたちとの接触を気にせずに滑走することができ、子どもたちもソリ乗りの安全が増すことから、本スキー場の安全性及び公共施設としての利便性を高めることが可能となる。これらは、本市が推進する「スポーツ振興基本計画」に定める施策に沿った公共性の高い事業であり、県内外からのスキー客の誘致や観光面での効果も期待されている。

さらに、本体事業の施行に伴う関連事業は、既設の第１駐車場と新設の駐車場の一体整備を可能にし、駐車場の機能の充実を図るために施行されるものであり、本スキー場利用者へのサービス向上に寄与するものと認められる。

以上のことから、本件事業の公益に資するところは大きいものと考えられる。

本件事業の施行により懸念される騒音や排気ガス等については、起業地と人家は離れており、隣接地も原野であることから、周辺への影響は少ないと考えられる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいものと認められる。

イ　失われる利益

本件事業地内は、文化財保護や鳥獣保護等、特別な措置を講ずべき地域の範囲に含まれていないことを十日町市で確認している。

したがって、本件事業の施行により失われる利益はないものと認められる。

ウ　事業計画の合理性

本件事業に係る起業地については、本スキー場との位置関係、面積、工事費及び駐車場の除雪経費を考慮し候補地３箇所を比較検討した結果、既設の第１駐車場及び新設の駐車場、また、本スキー場及び新設のソリ乗り場を、それぞれ一体的に管理運営することが可能であることから、本スキー場の隣接地である本件起業地が最適地であり最も合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第 20 条第３号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第 20 条第４号の要件への適合性

ア　事業を早期に施行する必要性

本件事業は、(3)アで述べたように、第２駐車場が本スキー場のゲレンデから離れているため、駐車場が遠いとの苦情が出ていること、また、第１駐車場敷地内で第２駐車場利用者がスキー用具等の上げ下ろしを行う際の事故、ゲレンデでのスキーヤーとソリ乗りの子どもとの接触事故等の発生する危険があることから、市として早急に対策を講じ、本スキー場の安全安心のサービスを提供する必要があるとしている。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な最小限の範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第 20 条第４号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第 20 条各号の要件をすべて充足すると判断される。

よって、法第 20 条の規定により、事業の認定をするものである。

５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所

十日町市松代支所

◎新潟県告示第1166号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年10月４日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　道路の種類　一般国道

２　路　線　名　353号

３　道路の区域

区　　間	新旧の別	敷　地　の　幅　員	延　　長
柏崎市大字上方字岡ケ421番１から 同市大字上方字岡ケ429番１まで	新	7.3～11.0メートル	52.2メートル
	旧	6.2～10.4メートル	52.2メートル

◎新潟県告示第1167号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年10月４日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　路　線　名　一般国道　353号

２　供用開始の区間

柏崎市大字上方字岡ケ421番１から同市大字上方字岡ケ429番１まで

３　供用開始の期日　平成25年10月４日

◎新潟県告示第1168号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第６条第１項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成25年10月４日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　三条地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
熊戸地区	三条市牛野尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
牛野尾(1)地区	三条市牛野尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
牛野尾(2)地区	三条市牛野尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
牛野尾(3)地区	三条市牛野尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
目隠沢地区	三条市牛野尾	次の図のとおり	土石流
沢入沢地区	三条市牛野尾	次の図のとおり	土石流

中の沢地区	三条市牛野尾	次の図のとおり	土石流
牛野尾(1)地区	三条市牛野尾	次の図のとおり	土石流
小長沢(1)地区	三条市小長沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小長沢(2)地区	三条市小長沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小長沢(1)地区	三条市小長沢	次の図のとおり	土石流
小長沢(2)地区	三条市小長沢	次の図のとおり	土石流
小長沢(3)地区	三条市小長沢	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県三条地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

２　上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
福王寺(1)地区	上越市板倉区福王寺	次の図のとおり	土石流
福王寺(2)地区	上越市板倉区福王寺	次の図のとおり	土石流
福王寺(3)地区	上越市板倉区福王寺	次の図のとおり	土石流
福王寺・国川地区	上越市板倉区福王寺･国川	次の図のとおり	地すべり

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所に備え置いて縦覧に供する。）

３　柏崎地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
芋川(1)地区	柏崎市大字芋川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
芋川(2)地区	柏崎市大字芋川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
芋川地区	柏崎市大字芋川	次の図のとおり	土石流
浦山沢地区	柏崎市大字芋川	次の図のとおり	土石流
芋川(1)地区	柏崎市大字芋川	次の図のとおり	地すべり
芋川(2)地区	柏崎市大字芋川	次の図のとおり	地すべり
南下(1)地区	柏崎市大字南下	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
南下(2)地区	柏崎市大字南下	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

南下(3)地区	柏崎市大字南下	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
南下(1)地区	柏崎市大字南下	次の図のとおり	土石流
南下(2)地区	柏崎市大字南下	次の図のとおり	土石流
与次ヶ入沢地区	柏崎市大字南下	次の図のとおり	土石流
水上沢地区	柏崎市大字南下	次の図のとおり	土石流
南下地区	柏崎市大字南下	次の図のとおり	地すべり
古町地区	柏崎市大字古町	次の図のとおり	地すべり
小滝沢地区	柏崎市米山町	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

４　新潟地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大蔵(1)地区	五泉市大蔵	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大蔵(2)地区	五泉市大蔵	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大蔵川地区	五泉市大蔵	次の図のとおり	土石流
風越川地区	五泉市大蔵	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

５　長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
天下島地区	長岡市天下島、上の原町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
天下島はげの下地区	長岡市天下島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
岩崎地区	長岡市天下島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

６　佐渡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
中杉野浦地区	佐渡市杉野浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

東杉野浦(1)地区	佐渡市杉野浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東杉野浦(2)地区	佐渡市杉野浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東杉野浦(3)地区	佐渡市杉野浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西杉野浦地区	佐渡市杉野浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西杉野浦(1)地区	佐渡市杉野浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西杉野浦(2)地区	佐渡市杉野浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西杉野浦(3)地区	佐渡市杉野浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
栗尾川地区	佐渡市杉野浦	次の図のとおり	土石流
杉野浦沢地区	佐渡市杉野浦	次の図のとおり	土石流
正蔵院川地区	佐渡市杉野浦	次の図のとおり	土石流
新屋川地区	佐渡市杉野浦	次の図のとおり	土石流
深浦(1)地区	佐渡市深浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
深浦(2)地区	佐渡市深浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
深浦川地区	佐渡市深浦	次の図のとおり	土石流
北狄(4)地区	佐渡市北狄	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
北狄(5)地区	佐渡市北狄	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1169号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第８条第１項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成25年10月４日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　三条地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
熊戸地区	三条市牛野尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
牛野尾(1)地区	三条市牛野尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

牛野尾(2)地区	三条市牛野尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
牛野尾(1)地区	三条市牛野尾	次の図のとおり	土石流
小長沢(1)地区	三条市小長沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小長沢(2)地区	三条市小長沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小長沢(2)地区	三条市小長沢	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県三条地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

２　上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
福王寺(3)地区	上越市板倉区福王寺	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所に備え置いて縦覧に供する。)

３　柏崎地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
芋川(1)地区	柏崎市大字芋川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
芋川(2)地区	柏崎市大字芋川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
芋川地区	柏崎市大字芋川	次の図のとおり	土石流
浦山沢地区	柏崎市大字芋川	次の図のとおり	土石流
南下(1)地区	柏崎市大字南下	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
南下(2)地区	柏崎市大字南下	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
南下(3)地区	柏崎市大字南下	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
南下(2)地区	柏崎市大字南下	次の図のとおり	土石流
与次ヶ入沢地区	柏崎市大字南下	次の図のとおり	土石流
小滝沢地区	柏崎市米山町	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

４　新潟地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大蔵(1)地区	五泉市大蔵	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大蔵(2)地区	五泉市大蔵	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
風越川地区	五泉市大蔵	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

５　長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
天下島地区	長岡市天下島、上の原町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
天下島はげの下地区	長岡市天下島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
岩崎地区	長岡市天下島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

６　佐渡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
中杉野浦地区	佐渡市杉野浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東杉野浦(1)地区	佐渡市杉野浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東杉野浦(2)地区	佐渡市杉野浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東杉野浦(3)地区	佐渡市杉野浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西杉野浦地区	佐渡市杉野浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西杉野浦(1)地区	佐渡市杉野浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西杉野浦(2)地区	佐渡市杉野浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西杉野浦(3)地区	佐渡市杉野浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

栗尾川地区	佐渡市杉野浦	次の図のとおり	土石流
杉野浦沢地区	佐渡市杉野浦	次の図のとおり	土石流
正蔵院川地区	佐渡市杉野浦	次の図のとおり	土石流
深浦(1)地区	佐渡市深浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
深浦(2)地区	佐渡市深浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
深浦川地区	佐渡市深浦	次の図のとおり	土石流
北狄(4)地区	佐渡市北狄	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
北狄(5)地区	佐渡市北狄	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1170号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第２項において準用する第20条第２項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成25年10月４日

新　潟　県

代表者　新潟県知事　泉田　裕彦

１　変更に係る都市計画の種類及び名称

種類　胎内都市計画下水道

名称　胎内市公共下水道、鴻の巣都市下水路、笹口浜都市下水路

２　縦覧の場所

新潟県土木部都市局下水道課

公　　告

新潟県スポーツ賞の表彰について（公告）

新潟県スポーツ賞規則（平成３年新潟県規則第72号）第２条の規定により、次の者を表彰した。

平成25年10月４日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　被表彰者

氏　名	住所地の市区町村等
平野　歩夢	村上市

２　表彰日

平成25年９月25日

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第５条第１項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第８条第２項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の

日から４月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成25年10月４日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名　称　百足屋ホームセンター

所在地　上越市柿崎区川井311外

設置者　有限会社百足屋金物店

２　変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前）計1,800㎡

（変更後）計2,359㎡

(2) 駐車場の収容台数

（変更前）39台

（変更後）40台

(3) 駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）なし

（変更後）・位置　届出書に添付された図面のとおり

・収容台数　８台

(4) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前９時から午後８時（年間70日午後９時）

（変更後）午前７時から午後９時

(5) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前８時30分から午後９時30分

（変更後）午前６時30分から午後９時30分

３　変更年月日

平成26年５月19日

４　届出年月日

平成25年９月18日

５　縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業振興課

（なお、上越市産業観光部産業振興課でも閲覧ができます。）

６　縦覧期間

平成25年10月４日から平成26年２月４日まで

７　大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

商業振興課　商業振興係

電　　話　025－280－5237

Ｅメール　ngt050020@pref.niigata.lg.jp

技能検定の合格者の発表について（公告）

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第１項、第46条第２項及び職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第 258号）第３条の規定により実施した平成25年度前期技能検定の合格者は、次のとおりである。

平成25年10月４日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

等級　検定職種（作業名）

受検番号

１級

造園（造園工事作業）

A甲0006　A甲0007　A甲0009　C0001　C0003　C0006　C0007　C0008　C0010　C0011　C0012

鋳造（鋳鉄鋳物鋳造作業）

A甲0001　A甲0002

金属熱処理（一般熱処理作業）
A甲0002　A甲0005　A甲0006　A甲0008　A甲0009　A甲0011　A甲0013　A甲0014
A甲0016　A甲0017　A甲0018　A甲0019　A甲0020　A甲0021　A甲0022　A甲0023　B0001
B0002　C0001
（浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業）
B0001　C0001　C0002　C0003
（高周波・炎熱処理作業）
A甲0001　A甲0003　A甲0004　A甲0005　C0001
粉末冶金（成形・再圧縮作業）
A甲0001　A甲0002　A甲0003　A甲0004　A甲0005
機械加工（普通旋盤作業 ）
A甲0002　C0001
（フライス盤作業）
A甲0001　C0001
（数値制御旋盤作業）
A甲0007　B0001　C0002　C0003　C0004
（数値制御フライス盤作業）
A甲0004　A甲0007　B0005　C0002
（マシニングセンタ作業）
A甲0001　A甲0002　A甲0003　A甲0007　A甲0010　A甲0013　A甲0015　A甲0016
A甲0019　A甲0022　A甲0023　A甲0024　A甲0026　A甲0029　C0001　C0002　C0005
C0007　C0008　C0009　C0010　C0011　C0012　C0014　C0015　C0016　C0018
金属プレス加工（金属プレス作業）
A甲0001
鉄工（製缶作業）
B0001
（構造物鉄工作業）
C0001　C0002
建築板金（内外装板金作業）
A甲0005　A甲0006　A甲0007　A甲0016　A甲0019　A甲0020　A甲0021　A甲0022
A甲0023　A甲0024　A甲0026　A甲0028　A甲0029　A甲0031　A甲0032　A甲0033
A甲0034　A甲0035　A甲0037　A甲0040　A甲0041　B0001　B0002　C0002　C0003
C0005　C0006　C0007　C0009　C0010　C0011
（ダクト板金作業）
A甲0003　A甲0005
仕上げ（治工具仕上げ作業）
A甲0001
（機械組立仕上げ作業）
C0001
機械検査（機械検査作業）
D0001
機械保全（機械系保全作業）
D0001
電子機器組立て（電子機器組立て作業）
A甲0001　A甲0003　B0004　B0005　B0006　C0001
電気機器組立て（変圧器組立て作業）
A甲0001　B0001
（配電盤・制御盤組立て作業）
A甲0001　A甲0003　A甲0007
産業車両整備（産業車両整備作業）
A甲0001　A甲0002　A甲0003　A甲0004　B0001

鉄道車両製造・整備（内部ぎ装作業）
A甲0001　A甲0003　B0001　B0002　B0003　B0004
（配管ぎ装作業）
A甲0001　B0001
（電気ぎ装作業）
A甲0001　A甲0003　A甲0005　B0001
建設機械整備（建設機械整備作業）
A甲0003　B0001　C0005　C0006　C0007
家具製作（家具手加工作業）
A甲0001　C0002
建具製作（木製建具手加工作業）
C0002　C0003　C0004
印刷（オフセット印刷作業）
A甲0001　A甲0002　A甲0003　A甲0004
プラスチック成形（射出成形作業）
C0003　C0004　C0005　C0007　C0012
石材施工（石張り作業）
A甲0002　A甲0004
建築大工（大工工事作業）
D0001
とび（とび作業）
A甲0001　A甲0002　A甲0003　A甲0004　A甲0005　A甲0006　A甲0007　A甲0008
A甲0009　A甲0010　A甲0011　A甲0012　A甲0017　A甲0018　A甲0019　A甲0020
A甲0023　A甲0024　A甲0025　A甲0026　A甲0027　A甲0028　A甲0029　A甲0030
A甲0031　A甲0033　A甲0034　A甲0035　A甲0036　A甲0037　A甲0040　A甲0041
A甲0043　A甲0044　A甲0047　A甲0048　A甲0050　A甲0051　B0001　B0002　B0003
B0004　C0001　C0002　C0003　C0004　C0005
左官（左官作業）
A甲0001　A甲0003　A甲0004　A甲0006　A甲0007　A甲0008　A甲0009　A甲0010
B0002　B0003
築炉（築炉作業）
A甲0001　A甲0003
畳製作（畳製作作業）
A甲0001　A甲0002
防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業）
A甲0002　B0002　B0003　C0004　C0005　C0006
（アクリルゴム系塗膜防水工事作業）
A甲0001　C0001　C0002　C0003　C0004
（セメント系防水工事作業）
C0001
（シーリング防水工事作業）
A甲0002　C0001　C0002　C0003　C0004　C0005
（ＦＲＰ防水工事作業）
A甲0001　C0002　C0003
内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業）
A甲0001　A甲0002
（鋼製下地工事作業）
A甲0001　A甲0002　A甲0004　C0001　C0002　C0003　C0004
（ボード仕上げ工事作業）
A甲0004　A甲0007　A甲0009　C0001　C0002
（木質系床仕上げ工事作業）

A甲0001　A甲0002　A甲0003　A甲0004　A甲0005
熱絶縁施工（保温保冷工事作業）
A甲0003　A甲0005　A甲0006　A甲0007　C0003
サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）
A甲0001　A甲0003　B0001　B0002　B0004　B0005
表装（表具作業）
C0001
（壁装作業）
A甲0001　A甲0002　A甲0004　A甲0005　C0002　C0003
塗装（建築塗装作業）
A甲0001　A甲0002　A甲0003　A甲0004　A甲0008　A甲0009　A甲0010　A甲0013
A甲0014　A甲0015　A甲0016　A甲0019　A甲0020　A甲0021　A甲0022　A甲0024
A甲0025　B0001　B0002　B0003　B0004　B0005　B0006　B0007　C0001　C0002
C0004　C0006　D0001
（金属塗装作業）
A甲0001　A甲0003　A甲0004　B0001　B0002　C0002
（噴霧塗装作業）
B0001
フラワー装飾（フラワー装飾作業）
A甲0002
２級
園芸装飾（室内園芸装飾作業）
A甲0001　A甲0002　A甲0003　A甲0004　A甲0006　B0001
造園（造園工事作業）
A甲0002　A甲0004　A甲0005　A甲0007　A甲0008　A甲0009　A甲0010　A甲0011
A甲0013　A甲0014　A甲0016　A甲0017　A甲0018　A甲0019　A甲0021　A甲0023
A甲0027　A甲0028　A甲0029　A甲0030　A甲0031　A甲0032　A甲0033　A甲0035
A甲0036　A甲0037　A甲0038　A甲0039　A甲0040　A甲0041　A甲0042　A甲0043
A甲0044　A甲0047　A甲0048　A甲0049　A甲0050　A甲0051　A甲0052　A甲0053
A甲0054　A甲0055　A甲0056　C0002　C0003　C0005　C0006　C0007
鋳造（鋳鉄鋳物鋳造作業）
A甲0001
金属熱処理（一般熱処理作業）
A甲0003　A甲0005　A甲0008　A甲0010　A甲0011　A甲0012　A甲0013　A甲0015
A甲0016　A甲0017　A甲0022　A甲0023　A甲0026　A甲0027　A甲0030　B0001
B0002　B0004　B0005　B0006　B0007　B0008　B0009　B0010　B0011　B0012
B0013　B0014　C0001　C0003　C0004　C0005
（浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業）
A甲0001
粉末冶金（成形・再圧縮作業）
A甲0002　A甲0003　A甲0004　A甲0005　C0001
機械加工（普通旋盤作業）
A甲0001　A甲0002　A甲0005　A甲0006　A甲0008　A甲0009　A甲0011　A甲0012
A甲0013　A甲0015　A甲0016　A甲0019　C0001　C0002　C0003　C0004　D0001
D0002　D0003　D0004　D0005　D0006　D0007　D0008　D0009　D0010　D0011
D0012　D0013　D0014　D0015　D0016　D0017　D0018　D0019　D0020　D0021
D0022　D0023　D0024　D0025　D0026　D0027　D0028　D0029　D0030　D0031
D0032　D0033　D0034　D0035　D0036　D0037
（フライス盤作業）
B0001　C0002
（平面研削盤作業）

A甲0001　B0002　C0001　C0002　C0003　C0004　C0005　C0006
（円筒研削盤作業）
A甲0001　A甲0003　A甲0006　A甲0008　B0003　B0004　C0001
（数値制御旋盤作業）
A甲0004　A甲0005　A甲0006　A甲0011　A甲0014　A甲0017　A甲0018　A甲0019
A甲0020　A甲0026　A甲0027　A甲0029　A甲0030　B0001　B0003　B0005　B0006
C0004　C0005　C0007　C0008　C0011　C0012
（数値制御フライス盤作業）
A甲0005　A甲0010　B0001　C0002
（マシニングセンタ作業）
A甲0003　A甲0007　A甲0014　A甲0015　A甲0017　A甲0023　A甲0025　A甲0027
A甲0029　A甲0031　A甲0033　B0001　B0002　C0001　C0002　C0006　C0007　C0008
C0010　C0012　C0013　C0014　C0017　C0018　C0019　C0020　C0021
放電加工（ワイヤ放電加工作業）
A甲0005　A甲0006　A甲0007
金属プレス加工（金属プレス作業）
A甲0001　A甲0002　A甲0003　A甲0005　A甲0007　A甲0008　A甲0009　A甲0014
A甲0016　B0002　C0002
鉄工（製缶作業）
A甲0001　A甲0002　A甲0003　A甲0005　C0001
（構造物鉄工作業）
A甲0001
建築板金（内外装板金作業）
A甲0004　A甲0005　A甲0006　A甲0007　A甲0008　A甲0009　A甲0010　A甲0012
A甲0013　A甲0015　A甲0017　B0001　B0002　C0004　C0007　C0009　D0001
仕上げ（治工具仕上げ作業）
A甲0001　B0001
（機械組立仕上げ作業）
A甲0007　A甲0010　A甲0023　B0001　C0002　C0003
機械保全（機械系保全作業）
D0001
電子機器組立て（電子機器組立て作業）
A甲0002　A甲0003　A甲0005　A甲0007　B0002　B0003　C0001
電気機器組立て（変圧器組立て作業）
A甲0001　A甲0003　A甲0004　A甲0005
（配電盤・制御盤組立て作業）
B0002　C0001　C0002
産業車両整備（産業車両整備作業）
A甲0001　A甲0002　A甲0003　A甲0004
鉄道車両製造・整備（内部ぎ装作業）
A甲0001　A甲0002　B0002
（配管ぎ装作業）
A甲0001　B0001
（電気ぎ装作業）
A甲0001　A甲0004　B0001　C0001　C0002　C0003
建設機械整備（建設機械整備作業）
A甲0001　A甲0002　A甲0005　A甲0008　A甲0009　A甲0010　A甲0013　A甲0015
A甲0018　A甲0021　A甲0022　A甲0023　A甲0026　A甲0031　A甲0032　A甲0035
A甲0039　A甲0041　A甲0042　A甲0044　A甲0045　A甲0046　A甲0049　A甲0050
A甲0051　A甲0053　C0001　C0002　C0003　C0004　C0005　C0006　C0007
C0010　C0013　C0014　C0016　C0017　C0018　C0019

家具製作（家具手加工作業）
B0001　B0002　C0002　C0003　C0004
印刷（オフセット印刷作業）
A甲0001　A甲0002　A甲0003　A甲0004　A甲0005　A甲0006　A甲0007　A甲0008
プラスチック成形（射出成形作業）
A甲0001　A甲0006　A甲0019　A甲0022　A甲0026　B0001　C0001　C0003　C0006
C0009　C0010　C0011　C0013　C0015　C0016　C0017　C0018
強化プラスチック成形（ 手積み積層成形作業）
A甲0001
石材施工（石張り作業）
A甲0002
建築大工（大工工事作業）
D0001　D0002　D0003　D0004　D0005　D0006　D0007　D0008　D0009
とび（とび作業）
A甲0001　A甲0002　A甲0003　B0002　B0003
左官（左官作業）
A甲0002　A甲0006　A甲0007　A甲0008　A甲0009　A甲0010　A甲0013　A甲0015
A甲0016　B0001　B0006　D0001
畳製作（畳製作作業）
C0001
サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）
A甲0002　A甲0003　C0001
貴金属装身具製作（貴金属装身具製作作業）
B0001
表装（壁装作業）
A甲0001　A甲0002　A甲0004　A甲0006
塗装（建築塗装作業）
A甲0002　A甲0004　A甲0006　A甲0007　A甲0008　A甲0009　A甲0011　C0001
C0002　C0005　C0006
（金属塗装作業）
A甲0001　A甲0002　A甲0004　A甲0006　A甲0009　C0001　C0004
（噴霧塗装作業）
C0003
フラワー装飾（フラワー装飾作業）
C0001　C0002
単一等級
路面標示施工（溶融ペイントハンドマーカー工事作業）
A甲0002　A甲0004　A甲0005　A甲0007　A甲0008　A甲0009　A甲0010　A甲0011
A甲0012　A甲0013　B0003　B0004　C0001
（加熱ペイントマシンマーカー工事作業）
A甲0002　D0001
塗料調色（調色作業）
A甲0003

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成７年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成25年10月４日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

1　調達件名及び数量
簡易サーベイメータ　700台

ＮａＩ（Ｔｌ）シンチレーションサーベイメータ　182式

２　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県出納局会計検査課
新潟県新潟市中央区新光町４番地１

３　調達方法
購入等

４　契約方式
一般競争入札

５　落札決定日
平成25年９月６日

６　落札者の氏名及び住所
株式会社ジェスクホリウチ新潟支店
新潟県新潟市中央区東出来島２番14号

７　落札価格
66,150,000円

８　入札公告日
平成25年７月26日

９　落札方式
最低価格

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第１項の規定により、画像記録装置について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成25年10月４日

新潟県立十日町病院長　塚田　芳久

１　入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量
画像記録装置　１式

(2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。

(3) 納入期限
平成25年11月29日（金）

(4) 納入場所
新潟県立十日町病院

(5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

２　入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。
(2) 指名停止期間中の者でないこと。
(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
(5) 新潟県暴力団排除条例第６条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

３　入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号　948－0055
新潟県十日町市高山32番地９
新潟県立十日町病院経営課
電話番号　025－757－5566　内線506

(2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記３(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限
平成25年10月11日（金）午後３時00分

４　入札、開札の日時及び場所
平成25年10月17日（木）午後１時30分
新潟県立十日町病院　３階講堂

５　その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金
免除する。

(3) 契約保証金
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第５号。以下「規程」という。）第186条第３項第１号又は第３号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立十日町病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記３(3)により提出しなければならない。
なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効
本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否　要

(7) 落札者の決定方法
本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等
当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他
ア　契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）
イ　詳細は入札説明書による。

特定調達契約の契約者等について（公告）

特定調達契約について契約者を決定したので、新潟県病院局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成７年新潟県病院局管理規程第17号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成25年10月４日

新潟県立中央病院長　　矢澤　正知

１　調達件名及び数量
医療情報システム一式

２　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県立中央病院経営課
新潟県上越市新南町205番地

３　調達方法
購入等

４　契約方式

随意契約

５　契約日

平成25年８月30日

６　契約者の氏名及び住所

富士通株式会社新潟支社

新潟県新潟市中央区礎町通二ノ町2077番地

７　契約金額

953,610,000円

８　随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）第10条第１項第１号の規定による。

教育委員会告示

◎新潟県教育委員会告示第11号

新潟県文化財保護条例（昭和48年新潟県条例第33号）第21条第７項の規定により、平成25年８月21日に次の新潟県指定文化財の指定を解除した。

平成25年10月４日

新潟県教育委員会　委員長　　栗　田　　修　行

種別	名称	所在地	所有者・管理者
無形文化財	「五泉平」の染色技術	五泉市東本町１丁目2997	三富三郎

正　　誤

平成25年６月７日付け新潟県告示第774号（休猟区の指定）中

ページ	行	誤	正
2	18	結ぶ一円とする。	結ぶ内部一円とする。
	26	三条市大字籠場	三条市籠場
	28	国道	県道
3	1	旧郡越路町と旧小国町	旧三島郡越路町と旧刈羽郡小国町
	27から32まで	ここから同須川線を東へ進み、同国見線との交点に至る。ここから同国見線を南東へ進み、林道須川線に至る。ここから同林道を東に進み、更に歩道を経て上越市との境界線に至る。ここから同境界線を南に進み、糸魚川市、上越市、妙高市の3市の境界の交点に至る。ここから糸魚川市と妙高市の境界線を南に約1,100メートル進む。ここで西に沢を約1,300メートル進み、タジマ川上流に至る。ここから、同川右岸を下流に進み飛山ダムを経て、能生川に至る。ここから同川右岸を下流に進み、起点を結ぶ内部一円とする。	ここから同市道須川線を東へ進み、市道国見線との交点に至る。ここから同市道国見線を南東へ進み、林道須川線に至る。ここから同林道を東に進み、更に歩道を経て上越市との境界線に至る。ここから同境界線を南に進み、戸部沢三角点（856.6メートル）に至る。ここからモグナ谷を下流へ下り能生川との合流点に至る。ここから同川右岸を下流に進み、起点と結ぶ内部一円とする。
	34	1,510ヘクタール	1,057ヘクタール

	43から44まで	ここから同市道を南に進み、森林管理道上浦線との交点に至る。	ここから同市道を南に進み、羽茂ダム西側の旧市道赤泊1号線を経て森林管理道上浦線との交点に至る。

平成25年８月27日付け新潟県告示第1013号（鳥獣保護区の存続期間更新）中

ページ	行	誤	正
2	50から51まで	ここから湯之谷村と六日町の境界を南東へ進み、新潟県と群馬県の県境に至る。	ここから町境を東方へ進み、湯之谷村・六日町・大和町の町境に至る。ここから湯之谷村と六日町の境界を南東へ進み、新潟県と群馬県の県境に至る。